

博物館法（抜粋）

制 定 昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号
最終改正 令和 4 年 4 月 15 日法律第 24 号

第三章 公立博物館

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則（抜粋）

第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第二十二条 法第二十五条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例（抜粋）

制 定 平成 2 年 9 月 2 8 日 条例第 9 号

最終改正 平成 2 4 年 3 月 2 3 日 条例第 1 2 号

（美術館協議会）

第 1 5 条 美術館に、美術館協議会を置く。

2 美術館協議会の名称は、平塚市美術館協議会（以下「協議会」という。）という。

（委員の任命の基準）

第 1 6 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

（定数及び任期）

第 1 7 条 委員の定数は、1 0 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の委員を補充しなければならない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 1 8 条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営等並びに協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則（抜粋）

制 定 平成 2 年 1 1 月 3 0 日 教委規則第 6 号

最終改正 令和 3 年 1 0 月 2 9 日 教委規則第 9 号

（協議会の定数）

第 2 3 条 平塚市美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、8 人とする。

（会長及び副会長）

第 2 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第 2 5 条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

（定足数）

第 2 6 条 協議会は、在任委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

（表決）

第 2 7 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（その他）

第 2 8 条 第 2 3 条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。